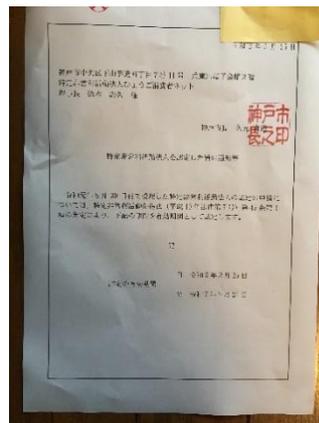


ひょうご消費者ネットは、令和2年2月25日 「認定NPO法人」に認められました



2月25日に神戸市役所で、市民参画推進局の黒田徹副局長から「認定通知書」を受け取る、ひょうご消費者ネットの鈴木尉久理事長(右)

当「ひょうご消費者ネット」は、神戸市の審査をパスし、令和2年2月25日に「認定NPO法人」としての認定を受けました。
「ひょうご消費者ネット」への寄付金が税額控除の対象となりますので、これまで以上に財政的な応援をしていただきやすくなります。

認定NPO法人とは？

- 認定NPO法人は税控除を受ける団体のため、**高い公益性**とともに、よりいっそうの情報公開と透明度の高い運営が求められます。
- 寄付者が、**税制上の優遇措置**(約40%の控除)を受けられます。
 - ・**個人の場合**
 - ①所得税の控除、②住民税の控除といった2つの控除が受けられます。
所得税については、所得控除又は税額控除のいずれかを選べます。
住民税については、寄付者がお住まいの自治体によって異なります。詳しくは各自治体か、当法人の事務局にお問い合わせください。
 - ・**相続または遺贈として当法人に寄付される場合**
寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。
 - ・**法人の場合**
一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められています。
※詳しくは内閣府NPO法人ホームページ「寄附に伴う税制上の優遇措置」をご覧ください。

*認定日の2020年2月25日以降の寄付が税制優遇の対象となります。

*確定申告の際に必要な領収書(寄付証明書)は来年1月下旬ごろにお送りします。

「ひょうご消費者ネット」が取り組む消費者被害防止の活動は、皆さんの会費や寄付金により支えられています。これらの活動をより活発に続けていくためには財政基盤の強化が必要です。活動を支えるための皆さんのご寄付をお待ちしております。